

知的障害特別支援学校における 保健体育科単元学習「柔道」のねらい

- 1 特別支援学校の特性を考えて、柔道を推進するねらい。
- 2 本校の実践と成果について報告。

『卒業後の生活を考え、身に付ける力「対人理解」「受容力」の育成のため、「柔道」の持つ「ねらい」が有効に役立つ。また、挨拶・マナー・着替えなど日常生活の態度を養う。』

東京都立青島特別支援学校における、保健体育授業単元「柔道」のねらい。

- 1 集団を意識して行動すると共に、体力・技能の向上をはかる。
- 2 望ましい人間関係を形成する。
(相手を尊重し、礼儀正しい態度や姿勢を身につける。)
- 3 運動時の安全について知識を習得し、より豊かな生活を営む習慣を身につける。

I 本校の沿革

昭和22年	知的障害の教育機関として文部省教育研究所内に設立
昭和25年	都立に移管、東京都立青島中学校となる
昭和32年	東京都立青島養護学校に改称する、高等部設置
平成2年	久我山分教室開校(平成4年分校へ)
平成9年	都市園芸科設置(平成22年閉科)
平成22年	高等部単独校になる(久我山分教室は久我山青光学園になる)

II 知的障害とは

- ・ 知的機能に制約がある
- ・ 適応行動に制約を伴う
- ・ 発達期に生じる障害である等

知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で、日常生活を営むのに援助が必要。社会生活への適応が困難である。

III クラス分け(類型編成)

クラスは社会性、学力、等を基に4類型に分ける

基礎技能(A)類型、生活技能(B)類型、職業技能(C)類型、職業自立(D)類型

IV 本校の「柔道」への取組

昭和34年 教科として保健体育実施開始
体操、陸上、水泳、球技、格技(剣道・柔道)を種目とし、
部活動として、剣道部、柔道部を設置

昭和44年 保健体育の単元として設定（「怪我の防止」の見地より導入する）
昭和52年 「柔道納め」を始める

当時のねらい

- 1 技能の体得と共に、日常生活の安全性を身につける。
- 2 相手を尊重し、礼儀正しい態度や姿勢を身につける。
- 3 柔道着の着脱を通して日常の基本的な生活態度を身につける。

V 指導時間

※年間の種目を「水泳」「柔道」「持久走」を主に実施（途中に球技を実施）
柔道は全学年、10月から12月の3ヵ月間に実施する
類型により

週 2時間（A・B・C類型）と3時間（D類型）
年間 20時間（A・B・C類型）と30時間（D類型）実施する

- 1 2月に全校行事としてまとめの「柔道納め」を行う

VI 指導内容

以下の項目は類型により指導の時間、取組は異なる。別紙資料あり

- 1 基礎体力の向上
個別の補強種目を設定して行う
※ A類型はマットを使用して押す・引く・転がす・倒すなど「手」の使用を促す
- 2 礼法の習得
正座、安座、立位、礼、黙想など
- 3 技術の習得
受け身（後方・横・前回り）、崩し、体さばき
大外刈、体落とし、固め技
- 4 安全性
個別の対応（医療的配慮で運動制限ある生徒へ）
技の限定（右で組む、右掛けで投げる）
※ 経時処理・同時処理が難しい生徒が多いので習得と実践を考慮し定める
教員との組み手を基本とし、生徒同士が行う場合には補助教員を配置する

VII 「柔道」の有効性

本校生徒に類型により多少の差異はあるが、全般を通して表情・行動から其々の項目から有効性が見られる。

- 1 楽しさ
柔道衣を着る、素足になる
畳の感触を感じる、転がる、転がす
わかりやすい勝敗
- 2 コミュニケーション、対人意識の向上、理解力の向上
相手と直接組み合う（直近での指導が出来る）

- 3 畳を敷いた雰囲気
緊張感を感じる

VIII 効果

有効性から生まれる効果は其々の障害に適したもの、全般的に見られるものがあり以下にまとめる

- 1 多動傾向の生徒の協調行動が見られる
「正座」「黙想」「礼」を静に行える
- 2 ダウン症生徒の身体コントロールに変化がある
頭を打たない工夫、力を継続して出す努力をする
- 3 自閉傾向生徒の行動
投げたあとに相手の柔道衣を持って受け身をしやすい「気遣い」行動が見られる
試合で負けても「相手が強かった」と初めての経験を受け入れた
- 4 積極性
柔道を楽しみに授業に参加する（全類型にわたって見られる）
授業時間以外にも指導を仰ぐ
- 5 緊張感を持つ
雰囲気の違いを感じる
- 6 巧緻性の向上
着替え、帯を結ぶ、紐を結ぶなどの成果

また、類型において見られるもの

- 1 基礎技能（A）類型
 - ・ 柔道衣への着替えで授業への切り替え、見通しが持てる
 - ・ 畳（環境条件）は学習意欲の向上や、気持ちを落ち着かせる効果がある
 - ・ 対人での組み手でコミュニケーション力が付く
 - ・ 教員を投げることで「楽しさ」を感じる
- 2 生活技能（B）類型
 - ・ 組み手による技術の向上が見られる
 - ・ 礼儀を意識できる（正座、黙想、礼、等）
 - ・ 集団を意識する
 - ・ 柔道の動き（さばき等）自体を楽しむ
- 3 職業技能（C）類型
 - ・ 危険な行為への注意力が育成される
 - ・ 対人で行うため、相手を受け入れる姿勢、思いやりの気持ちが育つ
 - ・ 力と力を出し合う経験ができる
 - ・ 対人指導なので個別の対応、配慮ができる

4 職業自立 (D) 類型

- ・ 対人で行うため、相手を受け入れる姿勢、思いやりの気持ちが育つ
- ・ 安全面への配慮が出来る
- ・ 礼儀を身につける (社会生活へ活かせる)
- ・ 考える行動を育成する

冒頭でも記述したように50年近くにわたり「柔道」を特別支援学校において実施した結果、以上のような成果があった。平成24年度より中学校において保健体育の必修として「武道」が取り上げられる中、事故件数の多さから危惧される面もという報道もされている。本校の体育科教員はいわゆる「柔道」の専門家といえる者はいない。本校での「蓄積された指導」と「怪我をさせない信念」、「武道の精神」を理解する意欲、教員の研修（現在は国士舘大学と連携して研究）が長年無事に実践できている理由のひとつであると考えられる。他種目と同様に生徒に対して有効な体育種目として今後とも本校では「柔道」を研究、実践していきたい。

(主幹教諭 角杉昌幸)